事務連絡

令和２年４月３０日

区内保育施設長　様

保　護　者　様

育児休業中の保護者にかかる復職日の再延期について

　平素より中野区の保育行政に対しご理解ご協力をいただきありがとうございます。

　標記につきましては、下記の通り取り扱いますので、よろしくおねがいいたします。

１　内　容

　　3月２３日付け事務連絡でお知らせしたとおり、現在復職時期の延長を６月1日までにしていますが、昨今のコロナウイルス感染の拡大を受け、育児休業期間を延長して家庭保育を行いたいとの要望が多数寄せられています。4月入園が決定した児童の保護者に対し、在園資格を保持したまま、復職時期の延期を認める措置を実施します。また、保護者の方の手続きについても簡素化を図ります。

２　対　象

　　　認可保育所・地域型保育事業施設・区立保育室・認定こども園（２・３号認定）に通園する児童の保護者

３　猶予期間（復職日）

　　６月１日の復職日を1ヶ月延長して、７月１日までとします。

４　条　件

　　○家庭で保育を行うこと。

　　○育児休業の延長について保育園に連絡すること

　　○復職時に「復職証明書」を提出のこと。

※これまでは「育児休業期間証明書」に勤務先の証明印（社印等）を押したものを提出していただきましたが、勤務先休業に伴い出せない等のご相談が多数寄せられたため、復職時に出していただく「復職証明書」で確認することにしました。

５　周知方法

　　区ホームページで案内します

【担当】中野区　子ども教育部　保育園・幼稚園課

教育・保育支給認定係３２２８－５７９３